

令和8年度 羽曳野市ファイン推進基金助成金 募集要項

◆ 趣旨

本助成金は、地域における福祉活動を推進するため、民間活動の活性化を図りつつ地域の特性に応じて立案・実施された施策を資金面から援助すること及び市民の福祉意識の向上に寄与することを目的とした羽曳野市ファイン推進基金を活用しています。

「第5次羽曳野市地域福祉計画」の基本理念である「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支えあいのまち 羽曳野」の実現に向け、より多くの活動が地域で展開されることを期待しています。

◆ 助成額

上限 50万円

助成額は、団体の年間運営経費のうち、助成対象経費の合計から他の助成金や自主財源等を控除した額(上限50万円)とします。助成予定額の総額が市の予算額を超える場合は、各団体への交付額を調整(減額)することがあります。

◆ 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(月)

◆ 事業期間

令和8年4月から令和9年3月までの1年の間に実施される活動や事業が対象です。

※既に開始していて継続中の活動や事業についても対象となりますが、申請の時点で完結している活動や事業は、対象となりません。

◆ 助成対象団体

市内に活動拠点を有し、市内で活動する民間団体であって、次の(1)～(4)の要件のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1)組織及び運営に関する事項を定めていること。
- (2)団体として事業が実施できる体制が整備されていること。
- (3)代表者が明らかであること。
- (4)団体の構成員が同年度に申請する他の団体の構成員と類似していないこと。

団体の代表又は役員が次のいずれかに該当するときは、交付の対象となりません。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2)羽曳野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

※羽曳野市にて必要があると認めるときは、上記(1)(2)に該当するかについて大阪府羽曳野警察署に対して照会を行う場合があります。

◆ 助成対象事業

次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当する事業が対象となります。

(1)地域の实情に応じて各種民間団体が実施する事業で、次の①～③のいずれかに該当する事業

- ①在宅福祉の普及及び向上に寄与する事業
- ②健康及び生きがいづくりの推進に寄与する事業
- ③ボランティア活動の活性化に寄与する事業

(2)地域福祉の推進に寄与する事業

(3)その他市長が必要と認める事業

※以下のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1)政治活動、宗教活動又は営利活動と判断される事業
- (2)団体メンバー相互の支援活動的な性質が強い事業
- (3)暴力団の利益になると認められる事業

◆ 助成対象経費

下記の科目の中から、必要と認められる経費となります。

科 目	内 容
謝金	事業実施において支払われる講師謝金(交通費含む)など
印刷製本費	事業開始時のチラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書冊子など
消耗品費	事業に必要と認められる文具や日用品など
備品購入費	事業の実施に必要な備品・機材など
通信運搬費	事業に必要と認められる電話、郵便、宅配便などの通信及び機材等運搬経費
保険料	事業実施に必要と認められる保険料
使用料及び賃借料	講演会等開催に必要な会場費等(附帯設備費を含む)
その他	上記以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

※下記のような、団体の管理経費や団体自らで負担していただく性格の経費は、助成対象とはなりません。

- ▽団体構成員の賃金・報酬・交通費
- ▽内部研修費
- ▽事務所等の家賃、光熱水費など団体の維持管理、運営自体に係る経費
- ▽活動上必ずしも必要ではない資材等の購入費(ユニフォーム、机・ロッカーなど)
- ▽活動の規模・内容などと整合しない資材の購入費
- ▽本助成金の申請及び報告等に関する経費
- ▽食事(弁当)代及び茶菓子代などの飲食代
- ▽寄付金、他団体に対する負担金
- ▽予備費、積立金、翌年度繰越金
- ▽その他、本助成の趣旨にそぐわないと判断される経費

※全ての助成事業経費について、活動を実施したことが確認できる領収書・明細書を実績報告の際に提出していただきます。

◆ 選考方法

提出いただいた申請書をもとに、羽曳野市ファイン推進基金助成金審査会(以下「審査会」という。)が、次の基準により審査します。

<審査基準>

▽その活動による効果・成果を、多くの市民が享受できるものであるか。〈公益性〉

▽自立できることが期待され、今後発展できるか。地域へ広がる可能性があるか。〈発展性〉

▽年間を通じた取り組み又は定期的に行う取り組みであるか。〈継続性〉

▽これまでにない新しい取り組みであるか。新たな視点から社会を捉え、創意工夫があるか。〈先駆性・創造性〉

▽無理のない企画構成、予算立案で、実施体制が整っているか。〈実現性〉

▽活動・事業の規模や予算内容、助成金の申請額などが妥当であるか。〈費用の妥当性〉

▽羽曳野市地域福祉計画の基本目標に基づいたものであり、地域福祉の課題解決に向けた事業であるかどうか。〈事業の合致性〉

◆ 助成決定と助成金の交付

審査会の審査結果をもとに、市長が助成団体を決定し、助成金を交付します。なお、助成金の交付を受けた後、交付対象の活動を中止や縮小した場合は、交付した助成金を返還していただきます。

◆ 実績報告

助成金の交付を受けた団体は、「事業の完了後10日以内」または「令和9年4月7日(水)」のいずれか早い日までに、交付の対象となる活動・事業に関する報告書及び精算書を提出していただきます。

※精算の結果、交付した助成金の一部を返還していただくことがあります。

◆ 応募の手続

(1)申請書の配布

令和8年6月1日(予定)に、羽曳野市ウェブサイトの様式を掲載しますので、ダウンロードのうえご利用ください。(羽曳野市ウェブサイトのトップページより「ファイン推進基金助成金」と検索してください。)

書面での配付を希望される場合は、末尾に記載の問合せ先までご連絡ください。

(2)申請受付

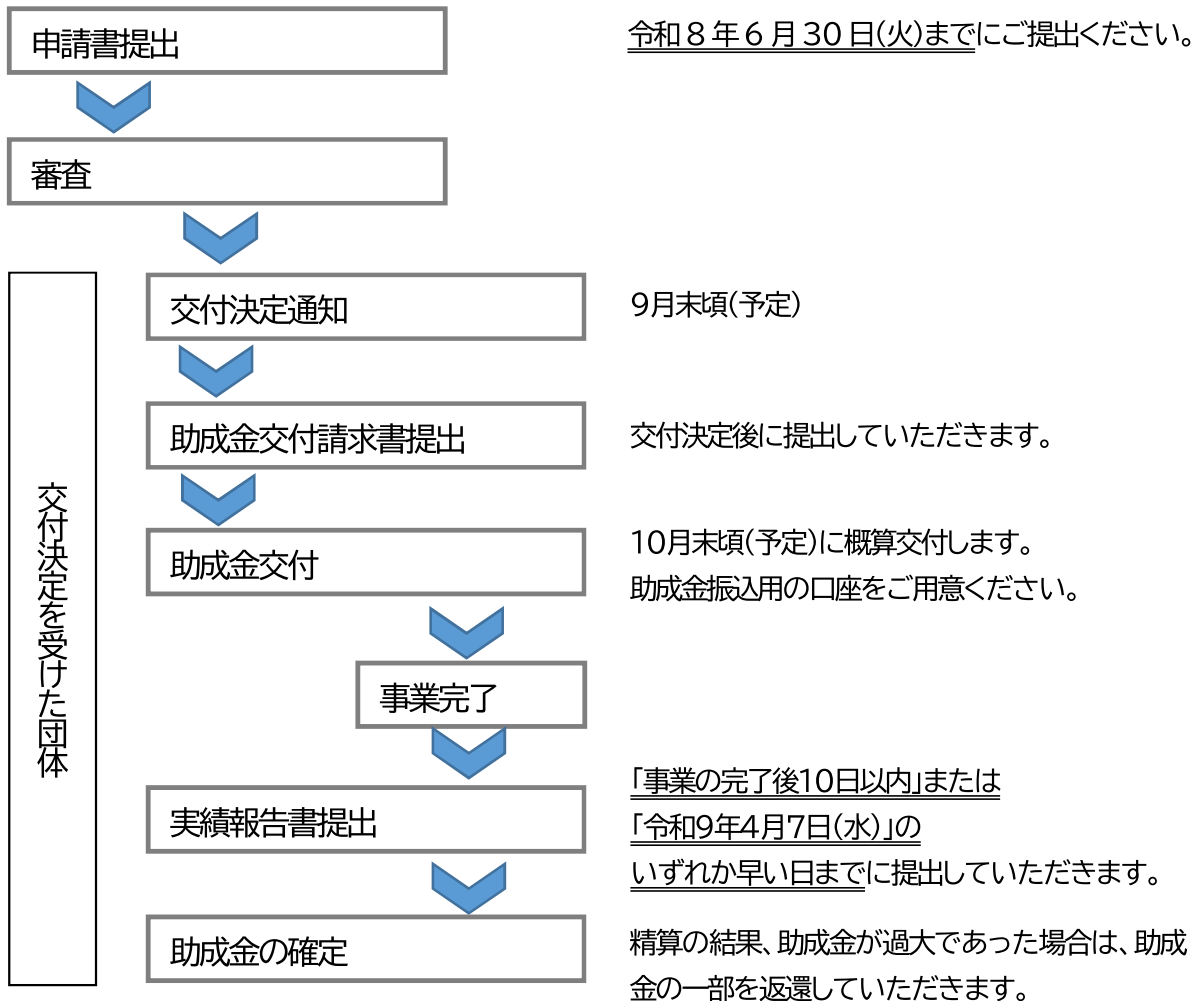
申請書は、下記の窓口に直接ご持参ください。

※窓口で申請内容についてお伺いしますので、申請内容を説明できる方がお越しく下さい。

【受付期間】 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)(土日祝除く) 9時から17時まで

【受付窓口】 羽曳野市 保健福祉政策課(市役所別館1階⑧番窓口)

◆ 助成金交付手続きの流れ



助成金についてのご質問や、申請書の記入についてのご相談などは、
下記にお問合せください。※お越しになる際は、事前にご連絡ください。

～問合せ先～

羽曳野市 保健福祉部 保健福祉政策課 総務担当

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL : 072-947-3831

FAX : 072-947-3840

E-Mail : fukushiseisaku@city.habikino.lg.jp